

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県庄内町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山形県庄内町長

公表日

令和4年4月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	庄内町では、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、町民の健康維持を目的とした業務を行っている。 具体的には、 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種実施に関する事務 ③接種者の管理に関する事務 ④予防接種に関するデータ集計・報告事務 ⑤新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑥新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う事務
③システムの名称	・健康管理システム: 予防接種、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
・健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(10の項, 93の2の項) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2及び115の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県庄内町役場 総務課 文書法制係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 電話:0234-43-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県庄内町役場 保健福祉課 健康推進係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 電話:0234-42-0148

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保健福祉課長 池田 博史	保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 総務係	総務課 文書法制係	事後	
令和1年6月28日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		(新規追加)	事後	
令和2年12月18日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)	事前	
令和2年12月18日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二(16の2の項)	別表第二(16の2、115の2の項)	事前	
令和2年12月18日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二(16の2、17、18、19の項)	別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項)	事前	
令和2年12月18日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山形県東田川郡余目字三人谷地61-1	山形県東田川郡庄内町余目字町132-1	事後	
令和2年12月18日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年11月30日 時点	事後	
令和2年12月18日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年11月30日 時点	事後	
令和3年2月4日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(10の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2の項)	事前	
令和3年2月4日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年2月4日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年4月20日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	庄内町では、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、町民の健康維持を目的とした業務を行っている。 具体的には、 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②その他 ・情報照会事務: 医療保険等給付関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務: 対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	庄内町では、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、町民の健康維持を目的とした業務を行っている。 具体的には、 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種実施に関する事務 ③接種者の管理に関する事務 ④予防接種に関するデータ集計・報告事務 ⑤新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(委託先への提供)	事後	
令和4年4月20日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・健康管理システム: 予防接種	・健康管理システム: 予防接種、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年4月20日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2の項) ・同法別表第一省令第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月20日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供事務) ・番号法第19条第7項 別表第二(16の2、115の2の項) (情報照会事務) ・番号法第19条第7項 別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) ・同法別表第二省令第13条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2及び115の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項	事後	